

北上地区消防組合消防本部訓令第7号

消防機関

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年5月9日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 鈴木 和 夫

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程（昭和50年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防長が不在のときの代決)</p> <p>第3条 消防長が決裁すべき事項について、消防長が不在のときは、消防次長が代決する。</p> <p>2 前項の場合において、消防次長も不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長又は室長がその事項を代決する。</p> <p>(消防次長が不在のときの代決)</p> <p>第4条 消防次長が専決する事項について、消防次長が不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長又は室長がその事項を代決する。</p> <p>(署長が不在のときの代決)</p> <p>第5条 署長が専決する事項について、署長が不在のときは、副署長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(消防次長等の専決事項)</p> <p>第10条 消防次長、課長、室長、署長、副署長及び分署長の専決できる事項は、別表のとおりとする。</p>	<p>(消防長が不在のときの代決)</p> <p>第3条 消防長が決裁すべき事項について、消防長が不在のときは、消防次長が代決する。</p> <p>2 前項の場合において、消防次長も不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長がその事項を代決する。</p> <p>(消防次長が不在のときの代決)</p> <p>第4条 消防次長が専決する事項について、消防次長が不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長がその事項を代決する。</p> <p>(署長が不在のときの代決)</p> <p>第5条 <u>消防署長（以下「署長」という。）</u>が専決する事項について、署長が不在のときは、副署長が代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(消防次長等の専決事項)</p> <p>第10条 消防次長、課長、署長、副署長及び分署長の専決できる事項は、別表のとおりとする。</p>

別表（第10条関係）

専決事項表

警防課長	(1)～(9) [略]
指令室長	(1) <u>所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</u> (2) <u>所属職員の年次休暇並びに6日以内の特 別休暇の承認</u> (3) <u>所属職員の週休日等の振替等</u> (4) <u>所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤 務及び特殊勤務の命令</u> (5) <u>気象情報の処理</u> (6) <u>火災予防条例第45条(第3号及び第6号を</u>

別表（第10条関係）

専決事項表

警防課長	(1)～(9) [略] (10) <u>気象情報の処理</u>

	<p><u>除く)に規定する火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出の処理</u></p> <p>(7) <u>所管する機材の維持管理</u></p> <p>(8) <u>軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</u></p>		
署長	<p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>火災予防条例第42条の3第2項に規定する指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の提出の処理</u></p> <p>(12) <u>火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理</u></p> <p>(13) <u>火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理</u></p> <p>(14) <u>火災予防条例第45条(第3号及び第6号に限る)に規定する火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出の処理</u></p> <p>(15) <u>火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理</u></p> <p>(16) <u>軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</u></p>	署長	<p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>火災予防条例の規定に基づく届出等の処理</u></p> <p>(12) <u>軽易な又は定例的な照会、回答、報告、通知、届出、申請等の処理</u></p>
副署長	(1)～(3) [略]	副署長	(1)～(3) [略]

分 署 長	<p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p><u>(11) 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理</u></p> <p><u>(12) 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理</u></p> <p><u>(13) 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理</u></p>	分 署 長	<p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 所属職員の週休日等の振替等</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p><u>(12) 火災予防条例の規定に基づく届出等の処理</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。